

<夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ>

1 概要

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうか自体、また、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか等子どもの育て方に関わる事項、さらに、子どもの養育費、婚姻中に築いた財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 申し立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・82円×10枚、10円×10枚、1円×10枚、140円×1枚 合計1,070円分

3 申し立てに必要な書類

- 申立書2通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参ください。

○ 申立書には、相手方に知られたくない住所を記載しないでください。相手方に知られたくない住所は、「連絡先等の届出書」に記載し、同届出書の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。

- 事情説明書1通
- 子についての事情説明書1通 *未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)1通
 - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 「年金分割のための情報通知書」1通
 - 離婚と共に年金分割における^{年金}按分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。詳細については「年金分割」に関する案内をご覧ください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※ 必要になる書類の例

<養育費の必要な子どもがいる場合：収入に関する書類等>

→源泉徴収票写し、給与明細（過去6か月分）写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの

<財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等>

→不動産登記事項証明書，固定資産税評価証明書，預金通帳写し，残高証明書等，夫婦の財産の内容が分かるもの

<婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面>

→合意書，公正証書，調停調書，審判書等

- ・書類等を提出する場合には，裁判所用のコピー1通を提出するとともに，調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

相手方に交付したい書類等を提出するときは，裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに，調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

- ・書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は，別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については，法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については，他方の当事者は，閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては，裁判官が，円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して，許可するかどうか判断します。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし，相手方との間で，担当する家庭裁判所について合意ができており，申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも対応することができます。）。

（宇都宮家庭裁判所が「相手方の住所地」となる地域）

宇都宮市，鹿沼市，日光市，那須烏山市，さくら市のうち旧氏家町の区域，下野市のうち旧南河内町の区域，上三川町及び高根沢町

7 調停の進め方について

調停の流れは別紙のとおりです。

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では，それぞれ別々の待合室でお待ちいただき，交互又は同時に調停室に入ってもらって，調停委員が中立の立場で，それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。なお，必要に応じて，家庭裁判所調査官が，調停期日に立ち会ったり，調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。

その他，手続についてご不明な点がある場合は，担当書記官にお尋ねください。

8 問い合わせ先

〒320-8505

宇都宮市小幡1丁目1番38号

宇都宮家庭裁判所 家事受付係

Tel 028-333-0048

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。

＜夫婦関係調整（離婚）調停の相手方となった方へ＞

1 概要

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうか自体、また、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか等子どもの育て方に関わる事項、さらに、子どもの養育費、婚姻中に築いた財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 相手方となったときに提出が必要な書類

第1回期日の2週間前までに必ず提出してください。

- 答弁書1通
- 事情説明書1通
- 子についての事情説明書1通 *未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通

3 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※ 必要になる書類の例

＜養育費の必要な子どもがいる場合：収入に関する書類等＞

→源泉徴収票写し、給与明細（過去6か月分）写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、相手方（あなた）の収入が分かるもの

＜財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等＞

→不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等、夫婦の財産の内容が分かるもの

＜婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面＞

→合意書、公正証書、調停調書、審判書等

- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

申立人に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び申立人用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

4 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

5 調停の進め方について

調停の流れは別紙のとおりです。

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。

- その他、手続についてご不明がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。